

令和 7 年度 草刈地域カルテ作成業務 委託仕様書

1 目 的

農村地域における草刈などの共同活動は、活動を支える集落や組織の多くが小規模で高齢化が進行し、草刈作業の負担が増加していることから、作業の省力化が課題となっている。

作業の省力化を図るためには、リモコン草刈機の導入が効果的であるが、機種によって対応できる法面の傾斜角度が異なることに加え、機械が高価であることから、機械の導入は低調である。

このため、地域の地形に応じたリモコン草刈機の性能を把握し、費用対効果を含めた効率的な草刈地域カルテを作成した上で、その効果を実証試験により確認するものである。

2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日まで

3 委託業務の内容

受託者は下記の業務を実施するほか、1 の目的を達成するために必要な業務を実施するものとする。

(1) リモコン草刈機性能試験

ア 委託者が想定する機械

性能試験で使用する機械は、以下の 5 機種を想定し、7 月下旬から 8 月下旬までの 1 ヶ月間レンタルすることを見込んでいる。

なお、機械の在庫状況等により、委託者と受託者で協議の上、類似する機械での実施等機種を変更する場合がある。

< 想定機械 >

- ・ DVORAK - slope mowers 有限会社：スパイダー クロスライナー
- ・ サンエイ工業株式会社：RAYMO レイモ (R 4 8 C R A F T)
- ・ 三洋テクニクス株式会社：A G R I A 9 5 0 0
- ・ ハスクバーナ・ゼノア株式会社：ベローン (K H M 4 0 0 W)
- ・ 株式会社パドック：か〜るクン

イ 試験内容

次の項目について、リモコン草刈機の作業性能をほ場とため池に分けて把握する。

なお、試験は1機種10分程度で実施可能な作業面積を想定しており、計測項目については、機種の特徴や現地条件等により、委託者と受託者で協議の上、変更する場合があります。

<計測項目>

作業面積、作業時間、作業距離、傾斜度、作業者数

ウ 対象集落

性能試験を行うにあたり、実施前に対象集落と試験候補地を確認し、集落と調整の上、試験箇所及び時期等について決定する。

<対象集落>

市町村	大字等	集落名
岡山市	瀬戸町肩脊	肩脊地域資源保全会
岡山市	北区下高田	下高田
新見市	神郷油野三室上	三室上地域資源保全会
津山市	東田辺・西田辺	たなべ第2、田辺
津山市	安井	安井一
美作市	中山	美作市多面的機能広域活動組織
久米南町	宮地	宮地
		計 7 地区

(2) 草刈地域カルテの作成

別業務である「令和7年度 畦畔傾斜マップ作成業務」で作成した畦畔傾斜マップと、(1)で行った性能試験のデータを基に、リモコン草刈機ごとに導入効果、年間経費等をまとめた草刈地域カルテを作成する。カルテの内容について、次の項目は必須とするが、詳細な内容は委託者と受託者で協議して決定する。

<カルテ項目>

- ・作業人数（現況） 作業人数（計画）
- ・作業時間（現況） 作業時間（計画）
- ・年間経費（現況） 年間経費（計画）

<対象集落>

市町村	大字等	集落名
岡山市	瀬戸町肩脊	肩脊地域資源保全会
岡山市	北区下高田	下高田
新見市	神郷油野三室上	三室上地域資源保全会
津山市	東田辺・西田辺	たなべ第2、田辺
津山市	安井	安井一
美作市	中山	美作市多面的機能広域活動組織
久米南町	宮地	宮地
		計 7 地区

(3) 草刈地域カルテ実証試験

(2) で作成したカルテを対象集落に提示し、採用するリモコン草刈機を決定した後、対象集落において草刈作業を行い、リモコン草刈機導入効果を確認する。

時期については11月上旬から12月上旬を見込んでいる。

実証試験に必要な機械はレンタルするものとし、(1) で使用した機械を見込んでいる。なお、機械の在庫状況等により、委託者と受託者で協議の上、類似製品での実施や実証機種を減らす場合がある。

(4) リモコン草刈機実演会の開催

(3) でリモコン草刈機をレンタルしている期間中に、農家等にリモコン草刈機の性能や効果を確認してもらうため、機械の実演会を開催する。実演会の開催地については、次の開催候補集落の中から3箇所を予定しているが、対象集落との協議等により、場所を変更する場合がある。

なお、実演会は2時間程度、参加者数20名程度を見込んでいる。受託者はリモコン草刈機（複数機種）の操作者を提供すること。開催案内及び実演会の進行は委託者が行う。

<開催候補集落>

市町村	大字等	集落名
岡山市	北区下高田	下高田
新見市	神郷油野三室上	三室上地域資源保全会
津山市	東田辺・西田辺	たなべ第2、田辺
津山市	安井	安井一
久米南町	宮地	宮地
		計 5 地区

4 他の業務との調整

本業務とは別に、「令和7年度 畦畔傾斜マップ作成業務」を発注しており、草刈地域カルテの作成にあたっては、当該業務の成果（畦畔傾斜マップ）を使用することとなるため、委託者と両受託者が参加する「連絡調整会議」を行うので協力すること。なお、実施にあたっては、別紙1「草刈地域カルテ作成業務 年間スケジュール」を参考とすること。

5 打合せ及び報告

業務の適正な遂行を図るため、実施計画、実施方法、進捗状況等について委託者と緊密な連絡を取り、十分な打合せを行うとともに、打合せ記録をその都度作成し、委託者に提出すること。打合せは、初回、中間1回（連絡調整会議）、最終の計3回を想定している。

6 報告書（成果物）について

（１）報告書

受託者は委託期間内に報告書を作成し、委託者に事前に内容の確認を得た後、下記の納品場所へ１部納品すること。併せて、電子データをＣＤ等で１部納品すること。
なお、成果物は次のとおりとする。

成果品	規格	数量	単位
報告書	A4 簡易ファイル綴り（紙書類） PDF 形式（データ一式） オリジナルデータ	1	部

（２）納品場所

岡山県農林水産部農村振興課
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目４番６号
T E L : 086-226-7442
F A X : 086-224-1109

7 その他

- （１）本業務により得られた成果は、原則として発注者に帰属するものとする。
- （２）本業務に関し、委託者から受領又は閲覧した資料等について、委託者の了解なく公表、又は使用してはならない。
- （３）本業務で知り得た委託者、企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- （４）業務（再委託した場合を含む。）の運営上取り扱う個人情報について、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理しなければならない。
- （５）業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、協議を行い、その指示を受けること。
- （６）これらの条件に違反したとき又は業務を完了する見込のないときは、契約を解除し、損害賠償させる場合がある。
- （７）業務の一部を第三者に委託することができることとするが、その場合は、委託先ごとの業務内容等について、事前に委託者の承諾を得なければならない。
- （８）委託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、協議を申し出る場合がある。この場合、委託料の範囲内において、できる限り仕様の変更に応じること。
- （９）事業の遂行に当たっては、委託者の指示に従い、適宜進捗状況を報告すること。
- （１０）業務の完了した日の属する年度の終了後５年間は関係書類を保存し、委託者から関係書類の閲覧、写しの提出を求められた場合は協力する義務を負うこと。
- （１１）本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議し、決定する。

別紙 1 令和 7 年度 草刈地域カルテ作成業務 年間スケジュール

